

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>

107

極 秘  
無 期 限  
8部の内  
3号

当面の安保、沖繩問題

昭和43年 4月25日  
北米局長

1. 安保条約当初10年後の措置

- (1) 政府は1970年以後においても安保体制を堅持するとしつつも、条約当初の10年経過後の措置については今後検討すると必ずに止まり、現在までのところその具体的方途には言及していない(1970年に日米いずれも廃棄通告を行なわぬ場合は、安保条約第10条「期限の定めをせず、ただし1年の予告で廃棄しうる」という相互援助条約に多くその例をみよ期限条項と同じ規定となる。)
- (2) この問題に関し、米側は、もし安保条約を改訂しようという事になれば、米上院において現行条約が米國にとり不当に片務的であるという議論も予見せられることでもあり、むしろ1970年以後も条約に手をふれないことを賢明とするとの考えを、かなり明確に折りふれ内話している(42323岩元総理・

ラヌク長官会談、4229/4三木大臣・ラヌク長官会談)。

- (3) 本件はもとより難々に論ずべきところではないが、わが方としては、
  - (a) 現行条約に新たな固定期間を設ける実益、換言すれば「期限の定めをせず、ただし1年の予告で廃棄しうる」という期限条項では、わが國の安全保障に安定を欠くこととなるか。
  - (b) 第10条改訂を試みる場合の国会及び国内言論機関の動向、特にその場合は、政府は再び安保条約(及びその期限条項改訂)を弁護する受身の立場に立つこととなること、等を考慮し、慎重に方針決定の必要がある。
- (4) 他面、仮にわが方が期限条項(あるいはその他の条項)改訂を考慮するとするならば、時間的には早晩これをなれない米側に提示して、本年中に準備を進め、明年を交渉に充て、明後年本国会承認という運びにする必要がある。

(例) 以上所見地より、政府としては、本件に對する基本方針決定を考へるべき時期にきていると認められることとせば、来年の本国会では本件に關し、従来通り「具体的方途は検討中」ではすまぬことになると思われる。

## 2 沖縄の地位に關する歴史的協議

(1) 昨年7月15日の大臣・米大使會議において、大臣より、沖縄の戦略的役割及び安保條約、地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題につき日米間において被對方提案し、9月大臣訪米の際、國務長官に對し、沖縄問題について従来いひば極東情勢の變化待ちといふことからは一歩を進め、返還を可能な限りめるよりの基地の地位を要求するとの見地より、前記の点を検討すべき旨を説き、随つて11月の日米會議において、「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、沖縄の地位について共同かつ歴史的な検討を行ふこととに合意したのである。

(2) 前記7月の大臣・米大使會議の前後におい

て、基地の地位に關し事務的に種々米側と詰合つたが、米側は、問題は沖縄の基地がその軍事的役割を果たすため「最少限といかなる程度か自由を与えられるべきかといふことではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる態であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、歴史的には米國はこの判断に適應して行かなくてはならぬ立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にはふれずに終つてゐる。

(3) 9月の大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起したのに對し、米側は、(1)米國は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与へられなければならない(國務長官)、(2)問題は極東の安全のための行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(3)防衛のため核が必要であるといふ点は問題なく(國防長官)、核を必要の場合持込みするといふこと(核基地のオプション)が必要である(國務

長官)、(2)日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、の日本の選択の問題である(國務長官、国防長官)、等の見解を示した。

(4) 以上の経緯よりすれば、米側は戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかのプルーヴェンツを提起しない限り継続的協議を行なう手掛りがないうの立場をとるとみられ、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとるならば、たとえば在沖縄基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に成すことは予期し難い。

(5) 他方、沖縄の地位に関する継続的協議は春秋日米会談の約束であつて、近くこれに着手する必要があるとみる、以上の事情にかんがみ、差当り基地の問題の核心に入つて行くのは困難であるとするれば、協議はより広い範囲の政治的委諸問題をとり上げて行くのほかに、他のと考えられる。